

札幌市消防手数料条例の一部を改正する条例案

令和元年（2019年）6月13日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市消防手数料条例の一部を改正する条例

札幌市消防手数料条例（昭和26年条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表3の項中	「	1,580,000円	を	「	1,590,000円	に改める。
		1,940,000円			1,950,000円	
		2,260,000円			2,270,000円	

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表3の項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料の額について適用し、同日前の申請に係る手数料の額については、なお従前の例による。

（理 由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、消防法の規定に基づく危険物貯蔵所の設置の許可の申請に係る手数料を適正な額に改定するため、本案を提出する。